b　提出会社がａに規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

(a)　提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b)　内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c)　社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

第二号様式記載上の注意(57)中ｃを削り、ｄをｃとし、ｅからｉまでをｄからｈまでとする。

第二号様式記載上の注意(59)ｇ中「第19条第２項第９号の２」を「第19条第２項第９号の４」に改める。

第二号の二様式記載上の注意(2)ｃ中「(3)のａの」を「最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下このｃにおいて「有価証券報告書等」という。）」に、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改める。

第二号の三様式記載上の注意(2)ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(2)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第二号の五様式記載上の注意(46)ｂ中「第19条第２項第９号の２」を「第19条第２項第９号の４」に改める。

第三号様式記載上の注意(1)ｅ中「における」を「又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の」に改める。

第三号の二様式記載上の注意(14)中「ａ」を削る。

第四号の三様式記載上の注意(9)に次のように加える。

ｅ　(21)ｇの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この(9)において「改正府令」という。）第５条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第４条の規定又は改正府令附則第６条第２項若しくは第３項の規定により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

ｆ　提出会社が第１四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合（ｅの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(60)ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21)ｈを削る。

第五号様式記載上の注意(24)ｄ中「第83条第２項」を「第74条第２項」に改める。

第十一号様式記載上の注意(9)ｃ中「有価証券報告書及び」を「有価証券報告書又は」に改める。

第十一号の二の二様式記載上の注意(2)中「の上限額を記載すること」を「について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。

第十二号様式記載上の注意(8)ｃ中「有価証券報告書及び」を「有価証券報告書又は」に改める。

第十四号様式記載上の注意(9)ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(9)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第十五号様式記載上の注意中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同記載上の注意(8)ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(8)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意中(8)を(7)とし、(9)を(8)とする。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一　当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。

イ　受託有価証券（令第一条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）である特定有価証券

ロ　特定有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金

ハ　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用に充てるための金銭その他の財産

第十八条の七の二中「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）」を「社債等振替法」に改める。

第二十九条第二項第一号中「法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう」を「同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る」に改める。

第四号の三様式記載上の注意(20)に次のように加える。

ｃ　投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（ｄにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｄ　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。